

仮設建物等の設置に関する約款

(総則)

第1条 仮設建物及びその他の施設（以下「物件」という。）の設置については、賃貸借契約約款に定めるもののほか、この約款に定めるところによる。

2 賃貸人は、別添の仕様書、設計書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づいて、関係する法令を遵守し、定められた期日までに設置し、賃借人に引渡さなければならない。

(設置の着手)

第2条 物件の設置場所については、賃貸人は、仕様書等に定めるもののほか、賃借人の指示に従わなければならない。

2 賃貸人は、物件の設置に着手した場合には、遅滞なく、書面により賃借人に通知しなければならない。

(関連工事との調整)

第3条 賃借人は、この契約に基づく賃貸人が施工する物件の設置及び賃借人の発注に係る第三者が施工する工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときには、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、賃貸人は賃借人の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(一括下請の禁止)

第4条 賃貸人は、物件の設置の全部又は大部分を一括して第三者に請負わせ、又は委任してはならない。ただし、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(現場代理人)

第5条 賃貸人は、現場代理人を定め書面をもって、賃借人に通知しなければならない。現場代理人を変更した場合も同様とする。

2 前項に定める現場代理人は、物件の設置期間中、現場に常駐し、現場を指揮監督する。

(危険負担)

第6条 物件の引き渡し前に、当該物件、工事材料、建設機械器具その他物件の設置に必要な資材に生じた損害は、賃借人の責に帰すべき事由により生じた損害を除き、すべて賃貸人の負担とする。

2 賃貸借期間中、賃借人の責に帰すべからざる事由により物件が滅失し又は毀損し、賃借人がこの契約の目的を達することができない場合においては、賃借人は、賃貸人に対して一切の責を負わないものとする。

(第三者損害)

第7条 賃貸人は、物件の設置に関し、第三者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、賃借人の責に帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担するものとする。

2 設置された物件の瑕疵により、第三者に損害を及ぼした場合には、賃貸人がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、賃借人の責に帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(土地に関する権利)

第8条 賃貸人は、物件を設置する敷地について、土地に関する一切の権利を主張しないものとする。

(物件の撤去)

第9条 賃貸人は、賃借人が指定する期限までに、賃貸人の費用をもって物件を撤去しなければならない。

(撤去後の処理)

第10条 賃貸人は、物件の撤去後賃借人が指定する期限までに、賃貸人の費用をもって跡地を整地しなければならない。

2 賃借人は賃貸借契約約款第14条第2項の規定に拘らず、この契約の満了以前においても、賃貸人に対し、一定の期限を付して、賃貸人の負担において物件の撤去及び跡地の整地を求めることができる。

3 前2項の場合において、賃貸人が期限までに物件を撤去し及び跡地を整地しない場合においては、賃借人は賃貸人の費用をもって物件を撤去し及び跡地を整地することができる。

(修繕義務)

第11条 賃貸人は、物件が破損した場合においては、賃借人の請求により、賃貸人の負担において物件を修繕するものとする。ただし、賃借人の責に帰すべき事由により物件が破損した場合においては、賃借人が修繕するものとする。

(読替え)

第12条 賃貸借契約約款第5条にある動産総合保険契約は、財物にかかる保険契約と読み替える。